

平成 29 年 3 月 8 日

申請者 方海日  
論文題目 被疑者取調べにおける黙秘権の実質的保障  
審査員 葛野尋之、青木孝之、緑 大輔

本論文は、黙秘権の保障の実質化を基軸に据えて、そのために必要とされる手続保障と刑事手続の構造改革という視点から、被疑者取調べの適正化のあり方を論じたものである。

本論文は、まず、自己負罪拒否特権ないし黙秘権の成立・確立に関する歴史研究の総体的なレビューを通じて、黙秘権はその実質化のための手続保障をともなうことをはじめ意味のある権利となり、黙秘権の発展過程は、黙秘権の保障を実質化させていく過程であることを明らかにする。そして、黙秘権の実質化の過程は、被告人の主体性の確立の過程であって、その主体性を尊重する当事者主義的訴訟構造の形成をともなっていたことを指摘する。さらに、英米における被疑者取調べの適正化の発展過程から、黙秘権の実質化を基軸にして取調べの適正化を構想することの積極的意義を導き出している。続いて、本論文は、日本における黙秘権の歴史的発展を概観したうえで、日本の被疑者取調べにおける黙秘権の保障の現実とそれを実質化するための手続保障としてなにが必要かを検討し、取調べ受忍義務の否定、すなわち被疑者の黙秘権行使による取調べ中止権の承認、全事件・全過程の取調べの録音・録画、取調べへの弁護人の立会、身体拘束が取調べの手段として用いられることを排除するための捜査と拘禁の分離の徹底が要求されるとする。本論文は、これらを踏まえて、中国刑事手続における黙秘権の保障の経緯および現状を明らかにし、被疑者取調べにおけるその実質化のために、日本の場合と同様、一定の手続保障が備えられるべきこと、さらには被疑者・被告人の主体性を尊重する当事者主義的訴訟構造の形成を目指すべきことを提言している。

本論文は、黙秘権の成立・確立に関する歴史研究の総体的レビューを行うことにより、歴史研究の断片的な参照に基づく限定的理解を克服し、黙秘権の保障内容、その発展過程などについて、広い視野に立った新たな見解を提示するとともに、黙秘権の発展過程の歴史的考察から、黙秘権の実質化を基軸にして、被疑者取調べの適正化を構想することの積極的意義を明らかにしている点において、視野の広さ、分析・検討の視角の明確性、さらには新規性を有している。また、日本の被疑者取調べにおける黙秘権の保障の現状を分析し、その実質化のための手続保障について具体的に検討しており、さらにそれを踏まえて、中国の被疑者取調べの適正化を、黙秘権の保障の実質化を基軸に据えつつ、そのための手続保障という観点から具体的に提案しているが、これは、中国における申請者の検察官としての実務経験に根ざした問題意識に基づくものであり、そうであるがゆえに、現状分析は的確であり、改革提案は歴史的な理解を踏まえつつも、実践性と説得力を有している。さらに、黙秘権の保障の実質化を基軸にした取調べの適正化、そのための、そしてそれによる被疑者・被告人の主体性を保障する刑事手続の当事者主義化の推進というアプローチは、高い発展性を有している。

反面、本論文は、アメリカ法における被疑者の黙秘権の発展過程について、ミランダ・ルール確立以降の判例の展開が十分フォローされていない点、起訴前の逮捕・勾留期間の「趣旨」を起訴・不起訴の決定のために被疑者の身体を拘束下状態において捜査・取調べを行う期間とする最近の見解と取調べ受忍義務の存否との関係の検討がない点、日本における取調べ適正化のための具体的な手続保障の検討においては、オリジナリティがやや低いようにみえる点などにおいて、いくらか不十分ないし不明確なところが残っている。

しかし、先にあげた学術的意義および発展可能性は、それを補って余りあるものであるし、本論文において不十分ないし不明確な点については、口述試験において、申請者自身、すでに一定の考察を行っていた点もあり、あるいは今後さらに研究を深め、解明すべき課題であると自覚していることが確認された。本論文および口述試験において示された研究能力と真摯な研究姿勢をもってすれば、申請者は、今後の研究により、これらの課題を克服していくことが十分可能であるといえよう。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者方海日氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。